

職員被服貸与規程

第1条 この土地改良区の職員に対する被服貸与については、この規程の定めるところによる。

第2条 職員に対する被服の貸与は、事務作業能率の向上を図り、併せて服装の端正に資することを目的とする。

第3条 貸与する被服および被服の使用期間は、別表のとおりとする。
 ただし、次に掲げる者については、この限りではない。
 (1) 臨時に雇用されている者
 (2) 非常勤の者
 (3) その他この規程による被服を貸与することが不適当と認められる者

第4条 貸与を受けた被服は、常に清潔にしてその保全に留意しなければならない。
 2 被服の補修・洗濯等保全に必要な費用は、職員の負担とする。
 ただし、防寒着については、この土地改良区が負担する。
 3 故意または過失により貸与を受けた被服を紛失し、または破損して使用に堪えなくなったときは、その事由を付し所属上長および事務局長を経て、再貸与を申請することができる。
 4 前項の場合においては、当該職員は、相当価格を弁償しなければならない。
 ただし、やむを得ないと認めたときは、これを減額し、または免除することができる。

第5条 被服の貸与を受けていた職員が、貸与資格を失ったときは、所属上長および事務局長を経て、速やかに貸与を受けた被服を返還しなければならない。
 ただし、使用期間の4分の3以上を経過した被服についてはこの限りではない。

第6条 庶務係長は、この規程による被服貸与に関する台帳を備え、常に整備しておかなければならない。

第7条 この規程に定めのない簡易な事項については事務局長において、また特異な事項については理事長において処理するものとする。

別 表

職種	被服内容	員数	使用期間	備考
事務局長、参事 総務課 企画調整室 出納主任	夏事務服上	1	2年	ヘルメット・ゴム長靴・雨合羽および安全靴を必要に応じ支給する
	冬事務服上	1	4	
	夏作業服上下	1	4	
	冬作業服上下	1	4	
工務課 (配水係を除く)	夏事務服上	1	2	ヘルメット・ゴム長靴・雨合羽および安全靴を必要に応じ支給する
	冬事務服上	1	4	
	夏作業服上下	1	2	
	冬作業服上下	1	3	
配水係	夏事務服上	1	4	ヘルメット・ゴム長靴・雨合羽および安全靴を必要に応じ支給する
	冬事務服上	1	4	
	夏作業服上下	1	1	
	冬作業服上下	1	1	
共通	防災服上下	1	4	
	ベルト	1	4	

(職員被服貸与規程)

ただし、事務局長・参事・総務課・企画調整室・出納主任における作業服および工務課・配水係の事務服ならびに防寒着については、必要に応じ貸与する。

冬の事務服以外において被服の色、デザイン等を変更するとき、ならびに新規採用者については、員数1を2と読み替える。また、被服の使用期間により貸与を受ける職員から辞退の申し出があるときは、その使用期間を1年繰り下げるものとする。

附 則

1. この規程は、昭和42年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和48年 4月 1日より施行する。

附 則

1. 昭和53年 8月 1日現在各職員に貸与したる雨合羽・防寒衣・保安帽については、現在職係の共同被服とする。

2. この変更規程は、昭和53年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成 4年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成 6年10月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成21年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この一部改正は、令和 6年 4月 1日から施行する。